

学位授与申請資格・学位審査基準（課程博士）

<博士後期課程（緑地環境科学専攻）>

（１）学位授与申請資格

当該専攻の博士後期課程の所定の単位を修得あるいは修得予定であること。

また、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として2報以上掲載（受理を含む）されていること。

なお、学位申請する博士論文の主要な内容が、査読を有する学術雑誌に、申請者を筆頭著者とする原著論文として3報以上掲載（受理を含む）されているかそれに準ずる顕著な業績をあげている場合は、大学院学則第32条のただし書きにある「優れた研究業績を上げた者」として、期間短縮の申請を可能とする。

（２）学位論文審査手続き

① 学位論文の審査は、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員による第1次審査（予備審査）と第2次審査（論文発表会）を経て、研究科教授会の投票により学位授与の可否を決定する。

② 第1次審査

論文の内容について学内の関係者の意見を聴取するために、専攻内で予備審査を行い、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。

③ 第2次審査

第1次審査での意見が反映されていることの確認と、学内外の関係者からの意見聴取のために公開の論文発表会を開き、審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。

（３）学位論文審査の審査項目と評定基準

① 審査項目

- (1) 学術的重要性・妥当性
- (2) 研究計画・方法の妥当性
- (3) 論拠とするデータ等の信頼性
- (4) 研究成果の独創性及び新規性

② 評定基準

(1) 第1次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で上記の審査項目を踏まえて審査の対象とする基準に達したと評価した場合を可とする。

(2) 第2次審査

審査委員会委員および専攻教授会議の構成員からなる会議で可否を判断する。出席者の3分の2以上が可と評価した場合を合とする。